

関西新幹線サービック第一事業所

台風19号に伴う勤務処理方について申し入れ

- 自宅待機を命じた理由を明らかにすること。**
- 賃金を60/100とした理由を明らかにすること。**
- 自宅待機の勤務認証を明らかにすること。**
- 3日後に掲示を掲出した理由を明らかにすること。**

関西新幹線サービック第一事業所において、10月12日の出勤者に対して台風19号に伴い自宅待機が命じられました。ところが3日後の10月15日に、自宅待機の賃金（一日につき平均賃金）を60/100にするといった内容の掲示が掲出されました。

自宅待機の賃金を60/100とすることは問題があります。よってサービックに対して10月24日に以下のように申し入れを行いました。

申し入れ（要約）

1. 自宅待機を命じた理由を明らかにすること。
2. 自宅待機と決めた日時を明らかにすること。
3. これまで自宅待機の賃金を60/100としたことはあったのか。
4. 自宅待機の賃金を60/100と判断した理由を明らかにすること。
5. 自宅待機の賃金を60/100に決めた日時を明らかにすること。
6. 自宅待機を命じられた社員の当日の勤務認証を明らかにすること。
7. 自宅待機を命じた時に自宅待機の賃金が60/100となることを告知しなかった理由を明らかにすること。
8. 3日後の15日に「台風に伴う勤務処理方について」の掲示を掲出した理由を明らかにすること。
9. 台風による計画運休であるにもかかわらず年休の強要を行った理由を明らかにすること。